

1. 件名：福島第一原子力発電所における 1/2 号機排気筒解体工事に係る面談
2. 日時：令和元年 11 月 22 日（金）9 時 30 分～10 時 35 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見主任安全審査官、田上係員、高木技術参与

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当 2 名

#### 5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社から、11 月 15 日に発生した鉄塔解体装置の筒身への挿入用ガイドが破損、落下した事象について、資料に基づき説明があった。

##### ➤ 事象の概要

- ✓ 鉄塔解体装置を排気筒の頂部に設置するときに瞬間的に風が強くなり、鉄塔解体装置が回転した。
- ✓ 装置の回転を、鉄塔解体装置を筒身へ挿入する際に位置合わせ用の目印として使用するための挿入ガイドで制止しようとした。
- ✓ その際、4 本の挿入ガイドのうち 1 本のガイドが筒身端部に接触しながら過大に変形して破損し、ガイドのボール部は筒身内部へ、バー部は排気筒のグレーチング上に落下した。
- ✓ ガイドの落下防止対策として落下防止ワイヤ - がついていたが、ガイドと筒身が接触した際に、すり切れてしまった。

##### ➤ 原因

- ✓ ガイドはあくまでも解体装置を排気筒頂部に設置する際に使用する目印であり、本来解体装置の揺れや回転を制止するために使用するものではないが、実証試験において、風による解体装置のある程度の揺れ・回転の制止に有効であったことから、今回のガイド落下時には本来の用途とは異なる運用を行ってしまった。
- ✓ 今回は、実証試験の時と比べて大きな変形が加わり、ガイドの破損に至った。

##### ➤ 対策

###### ✓ 管理的対策

- ・ ガイドを本来の用途以外に使用しないことを手順に明記する。
- ・ 装置の吊り上げ設置時において、風による装置の揺れや回転が制御出来ない場合は装置を安全な位置まで退避させる。
- ・ 今回の事象の他に、本来の用途外使用が行われている機構や部品等がないか確認を行う。

###### ✓ 物理的対策

- ・ ガイドに変形が発生してもガイドを固定するワイヤーが接触し難い構造とする。
- ・ 落下防止ワイヤーについては二重化する。

##### ➤ スケジュール

- ✓ ガイドの部品の調達に時間を要するため、1 本のガイドがない状態で作業を再開するが、位置合わせは可能である。

✓現在、11月23日より解体装置の吊り上げを開始できるように準備を進めている。

原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、ガイドが3本の状態で作業を実施する際の留意点を洗い出した上で、注意して作業を進めることを求めた。

## 6. その他

### ・資料：

- 福島第一原子力発電所 1/2号機排気筒解体工事 鉄塔解体装置挿入ガイド落下について